

一般社団法人南糖尿病臨床研究センター 寄附金取扱規程

施行：平成30年7月1日

最終改正：令和1年5月30日

(趣旨)

第1条 一般社団法人南糖尿病臨床研究センター（以下「本センター」という。）における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寄附金 次に掲げる経費に充てることを目的とする現金及び有価証券

イ 学術研究に要する経費

ロ 教育研究の奨励を目的とする経費

ハ 教育研究施設的环境整備を目的とする経費

ニ その他本センターの業務運営に要する経費

(2) センター長 本センターの長

(受入れ及び経理に関する事務の専決)

第3条 寄附金の受入れ及び経理に関する事務の決定は、理事長が行うものとし、理事長はその一部をセンター長に専決させるものとする。

(受入れの申請及び報告等)

第4条 センター長及び事務担当者は、寄附金の適正な受入れを図るため、その教育研究活動等の奨励に係る

寄附金の寄附の申込みがあった場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

センター長は寄附金の申込みがあったときは、次の各号に掲げる事項を書面等により確認し、本センターの教育研究上有意義であり、かつ、適当と認められるものについては、前条の規定により受入れの決定を専決するものとする。

(1) 寄附者の住所、氏名

(2) 寄附金額

(3) 寄附の目的及び条件

(4) 寄附金の名称

(5) その他必要な事項

センター長は、前項の受入れの決定の専決を行った時は、速やかに理事長及びその他理事に報告するものとする。

(収納手続)

第5条 理事長は、寄附金が本センターに納入されたときは、寄附者に礼状及び寄附金領収

書を送付するものとする。

(受入れの制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄附金は、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附の申込者（以下「寄附者」という。）に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受入れることにより著しい経費の負担を伴うもの。
- (6) その他理事長が特に本センターの業務運営上支障があると認める条件。

(寄附金の使途)

第7条 寄附金の使途の特定は、寄附者が行うものとする。ただし、寄附者が使途を特定していない場合にあつては、センター長は、第3条の規定により当該寄附金の使途の特定を専決するものとする。

(寄附金の使途の変更)

第8条 センター長は、寄附目的を達成し、残額が生じ、他の使途目的に使用したい旨の申出があつた場合は、申出の内容が適当と認められる場合に限り、第3条の規定により当該寄附金の使途の変更を専決するものとする。

(寄附金の移し換え)

第9条 理事長は、移し換えの内容が適当と認められ、かつ他の機関の長の同意が得られた場合に限りこれを承認し、当該センター長に寄附金移換決定通知(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(職員等個人が受け入れた現金等の取扱い)

第10条 職員等は、次の各号のいずれかに該当する現金又は有価証券の寄附を直接受け入れた場合は、当該現金又は有価証券を改めて本センターに寄附しなければならない。

- (1) 職務上の教育研究活動等の奨励等に係るもの
- (2) 本センターの施設又は設備を使用して行う活動に係るもの

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。